

減災に向けた地域の体制づくりへ！ ～避難行動要支援者名簿を作成します～

市では、災害時の被害を少しでも減らすための地域の体制づくりを目的に、災害時に自力での避難が困難な方、避難所での特別な配慮が必要な方などを災害時要援護者として、災害時要援護者台帳への登録を呼びかけてきました。

この程、災害対策基本法が改正（平成26年4月1日施行）され、災害時に自力での避難が困難で、特に地域の支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿作成が市町村に義務づけられました。また、災害時要援護者は「要配慮者」へと名称変更されました。

今後は、避難行動要支援者名簿の作成に向けて、対象となる方に対しては、平成26年7月以降に市から文書をお送りする予定ですので、ご協力をお願いします。

また、要配慮者台帳の登録についても引き続き呼びかけていきますので、登録をご希望の方は、申請をお願いします。

【避難行動要支援者とは】

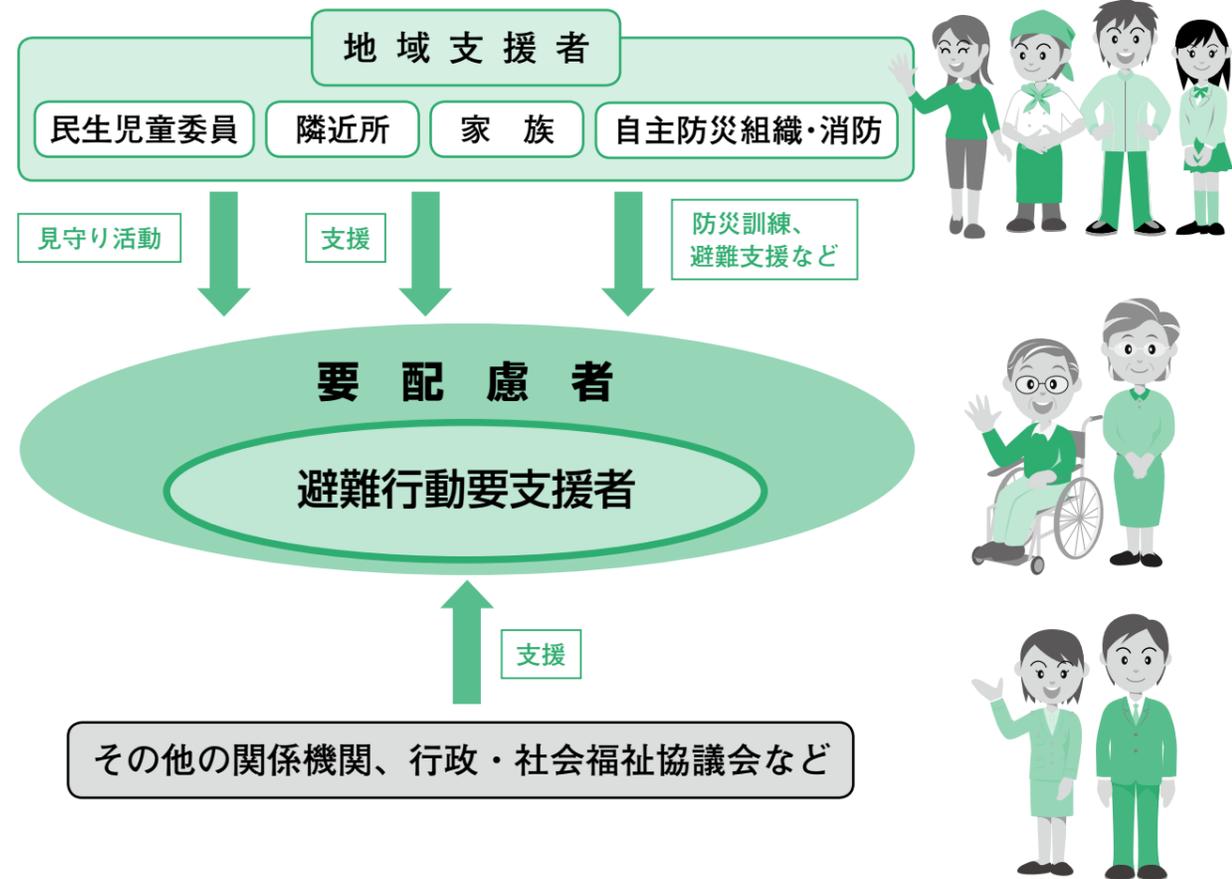
要配慮者の内、災害時に自力での避難が困難で、特に地域の支援を必要とする次の①～⑤のいずれかに該当する在宅の方

- ①身体障害者手帳1級または2級を所有する方（心臓・じん臓機能障害は除く）
- ②療育手帳A1またはA2を所有する方
- ③精神障害者手帳1級を所有する方
- ④要介護3以上の方
- ⑤上記以外で、市長が避難行動要支援者と判断した方

※施設入所・長期入院中の方は対象外

【台帳情報及び名簿の活用について】

台帳に登録された情報や名簿については、災害時の支援だけでなく、日頃の見守り活動や地域の防災訓練などに活用して、減災に向けた地域の体制づくりに役立てていきます。



※登録・お問い合わせは、福祉事務所地域福祉支援係（☎880-6566）まで

参考資料

臨時福祉給付金の加算対象者一覧

臨時福祉給付金の支給対象者のうち、以下のいずれかの年金や手当などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消などを考慮し、1人につき5,000円を加算します。

①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など ②児童扶養手当 ③特別児童扶養手当 ④障害児福祉手当 ⑤特別障害者手当 ⑥経過的福祉手当 ⑦原爆被爆者諸手当 ⑧毒ガス障害者対策手当 ⑨ガス障害者対策手当 ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金 ⑪新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付金 ⑫（医薬品副作用被害救済制度の）副作用救済給付又は（生物由来製品感染等被害救済制度の）感染救済給付

●①の基礎年金などについては、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

●②～⑫の手当などについては、平成26年1月分を受給している方が対象です。

※複数の加算措置に該当する方も加算される額は1人につき5,000円です。

Q

自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A

南国市では、市民税の課税・非課税については、6月中旬頃決定されます。課税される方には、平成26年度市・県民税（住民税）の税額決定通知書が南国市税務課から送付されます。市・県民税が非課税の方で臨時福祉給付金の支給要件に当てはまると思われる方、又は子育て特例給付金の支給要件に当てはまる方には、6月下旬から順次申請のご案内をお届けします。公務員で子育て世帯臨時特例給付金を受給できる方には、勤務先から申請書などがお手元に配布されます。なお、課税状況について、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

Q

基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q

基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

A

【臨時福祉給付金】

基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。